

## 2023年度 青年研修「中小企業振興 A」に係る 参加意思確認公募について（業務仕様書）

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた民間セクター開発分野の開発の中核を担う人材に対し、所定の案件目標等を達成するべく、中小企業振興に関する必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、株式会社 自然塾寺子屋（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、甘楽町認定連携創業支援事業計画において、町や商工会と協働し、創業や新分野への進出希望者に対して、研修講演会や創業相談を通じた支援を行っています。また、「群馬県農畜産物ブランド戦略協議会」の一員として県産農畜産物のブランド戦略と地産地消の一体的な推進を目指し、日本の地方における行政と民間企業が協働して取り組む経験を有しています。加えて、甘楽町と世界を結ぶ活動として、町や町民と一体となった開発途上国からの研修員受け入れを行っており、国際協力を通じた地域活性化にも貢献しています。

上述のとおり特定者は、広範囲かつ多様な事業を行っており、①各地域の特色を活かした事業化、②創業のアイデアや共助、③ビジネスの視点を用いた地域振興などの豊富な経験と知見に加え、講師陣とのネットワークや、効率的且つ効果的な人材育成研修の実施に必要な技術や運営ノウハウを有しています。このことから、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。このことから、以下の「2 応募資格」を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

### 1 業務内容

- (1) 業務名：2023年度青年研修「中小企業振興 A」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（2023年度）：2024年1月15日～2024年1月26日（予定）
- (4) 契約履行期間（2023年度）：2023年12月4日～2024年3月29日（予定）

※契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

## 2 応募資格

### (1) 基本的要件：

- 1) 公示日において、令和4・5・6年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。
- 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
  - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
  - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

- ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき

関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。

イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。

ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。

エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

### 3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思	提出期間	2023 年 7 月 20 日から 2023 年 8 月 2 日
----------	------	----------------------------------

確認書の提出	提出場所	JICA 東京 市民参加協力第一課
	提出書類	・参加意思確認書（別紙3）
	提出方法	メール
（2）審査結果の通知	通知日	2023年8月7日（月）発送
	通知方法	メール
（3）審査結果についての理由請求	請求場所	JICA 東京 市民参加協力第一課
	請求方法	郵送（配達記録の残るものに限る） 提出期限必着
	請求締切日	2023年8月14日（月）
	回答予定日	2023年8月18日（金）
	回答方法	メール

#### 4 その他

- （1）提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- （2）参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- （3）提出された参加意思確認書等は返却しません。
- （4）機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- （5）提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- （6）審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記3（3）を参照ください。）
- （7）公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- （8）予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- （9）手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- （10）契約保証金：免除します。
- （11）共同企業体：共同企業体の結成を認めます。

ただし、共同企業体を構成する社、又は代表者及び構成員全員が、上記2（1）の応募資格を満たす必要があります。共同企業体を結成する場合は、「共同企業体結成届」（様式はありません。）を作成し、「参加意思確認書」に添付してください。結成届への代表者印及び構成員すべての社の社印は省略可とします。

以上

2023 年度青年研修「中小企業振興 A」  
研修委託契約 業務概要

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

中小企業振興 A

(2) 技術研修期間（予定）

1) 【来日研修】 2024 年 1 月 15 日～2024 年 1 月 26 日

(3) 研修員（予定）

1) 定員 16 人

2) 研修対象国

エルサルバドル（2）、キューバ（1）、グアテマラ（2）、コスタリカ（1）、  
コロンビア（2）、チリ（1）、ドミニカ共和国（1）、パナマ（1）、  
パラグアイ（2）、ペルー（1）、ボリビア（2）

3) 研修対象組織・対象者

ア. 地域経済振興に携わる行政官又は当該分野のリーダーになりうる経済団  
体及び NGO 職員  
イ. 関連する JICA 事業のカウンターパート

(4) 研修使用言語

スペイン語

（講義等は英語または日本語で実施し、日本語での実施の場合は当機構の登  
録の研修監理員が日本語・スペイン語間の通訳を行う）

(5) 研修の背景・目的

中南米カリブ地域においては、高い失業率、特に若者の失業率が大きな問題  
であることに加えて、コロナ禍で主要産業である観光業が大きな打撃を受け  
ている。かかる状況の中で、強靱な社会を実現する観点から、観光や農漁業  
等の主要な産業の担い手である中小企業の更なる活性化を図ることが求めら  
れている。本研修を通じて日本の産業振興体制及び地域における中小企業振  
興策や具体的な取り組みについて学ぶことで、自国の中小企業振興のための  
政策立案・実施の強化を図る。

(6) 案件目標

日本の地方における中小企業振興に関する基礎的な技術や制度に関する知識の習得および自国の課題解決を担う青年層の知識と意識の向上を図る。

(7) 単元目標 (アウトプット)

- 1) 日本における地方での中小企業振興の施策や企業の取組を中心とした基本的な知識を学ぶ。
- 2) 現場及び関係者との意見交換等を通じ当該分野に係る日本の経験または社会の背景を学ぶ。

(8) 研修内容

1) 研修項目

- ア. 日本の産業振興体制
- イ. 地域における中小企業振興策
- ウ. 行政と企業の連携、地域及び NGO 等の具体的な取組事例等

2) 研修方法

- ア. 講義
- イ. ディスカッション
- ウ. 現場視察
- エ. レポート・アクションプランの作成・発表

**2. 委託業務の内容**

(1) 契約履行期間 (予定)

2023年12月4日～2024年3月29日

(この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます)

(2) 業務の概要

中南米カリブ地域からの研修員に対し、研修目標達成のために中小企業振興について日本の制度及び事例を紹介し、アクションプランの作成指導を行う。

(3) 詳細

(4) 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成

- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備 (翻訳・印刷業務含む)

- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

### 3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたってスペイン語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を2名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（準委任契約）。
- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)

以上